

大総務第 111 号
令和 3 年 2 月 5 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 阪口 彰洋 様

大阪市長 松井 一郎
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号）第 7 条第 1 項に規定する外郭団体である社会福祉法人大阪社会医療センターによる令和 2 年度の経営評価（対象事業活動）について、別紙のとおり、所管所属長である大阪市福祉局長から提出があったので、同条第 4 項に基づく意見聴取のため大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程第 4 条第 3 号イに基づき諮問します。

令和2年度 事業経営評価

団体名	(社福) 大阪社会医療センター	所管所属名	福祉局
-----	-----------------	-------	-----

中期目標	(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容
	あいりん地域及びその周辺地域において無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等のサービスを総合的かつ一体的に提供する。
	(2) 中期目標期間
	令和2年5月1日から令和7年3月31日までの5年
	(3) 中期目標の期間終了時において、(1)の行政目的又は施策によって実現しようとしている状態
	令和2年12月に開院予定の病院において、無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援などのサービスを必要とする対象者に当該サービスが適切に提供されている状態

当該事業年度の自己評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価を踏まえた団体の総合的な評価	
	相談業務は着実に実績を上げており、予定通り進捗しているものの、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各種会議や催しの開催が中止されて、再開がいつになるか見通せない状況であり、従来型の広報活動に制約が出てきた。そこで、令和2年12月1日の新病院開院を契機に、竣工披露式典・内覧会・各種視察等の機会をフル活用し、各種マスコミも動員しながら、少しでも利用者層を広げられるようPRに努めた。	
	最終目標達成見込み	最終目標達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について
	ア ア：順調 イ：遅れあり ウ：計画の見直し必要	新型コロナウイルス感染症の終息に目途が立たないと、各種会議等の開催は見通せず、広報活動の制限を受けてしまうので、今後は会議体に頼らない広報活動（HPリニューアル、DVD作成等）を年度内に行い、当院の事業内容の一層の周知を図る。さらに、コロナウイルス対策に細心の注意を払いながら、新病院の各種視察等の機会を活用し、これまで以上に利用者層を広げられるよう努めて行く。
当該事業年度の評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価を踏まえた本市の総合的な評価	
	団体が提供する医療・福祉に関するサービスを、サービスの提供を必要とされる方に適切に提供するため、地域広報紙での情報提供や各種行政機関及び活動団体と連携した会議を通じた周知活動並びに医療従事者による医療相談会を開催して必要に応じて医療及び福祉につなげる啓発活動に努めたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による活動全般の自粛という想定できない状況があり、目標達成には至らなかったことはやむを得ないものと判断する。しかし団体は懸案であった施設建替えを予定どおり完了させ、令和2年12月に新病院への移転開院を行い、これまで以上に地域に開かれた拠点病院として医療・福祉サービスを一体的に提供するための活動が実施できた。	
	助言等及び講ずるよう求める措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】（※必要な場合のみ）	

